

指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施結果一覧表（令和４年度実績）

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重訪問介護事業所	同行支援事業所	行動支援事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重症障害者等支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	就労継続支援（C型）事業所	就労継続支援（D型）事業所	就労継続支援（E型）事業所	就労継続支援（F型）事業所	就労継続支援（G型）事業所	就労継続支援（H型）事業所	就労継続支援（I型）事業所	就労継続支援（J型）事業所	就労継続支援（K型）事業所	就労継続支援（L型）事業所	就労継続支援（M型）事業所	就労継続支援（N型）事業所	就労継続支援（O型）事業所	就労継続支援（P型）事業所	就労継続支援（Q型）事業所	就労継続支援（R型）事業所	就労継続支援（S型）事業所	就労継続支援（T型）事業所	就労継続支援（U型）事業所	就労継続支援（V型）事業所	就労継続支援（W型）事業所	就労継続支援（X型）事業所	就労継続支援（Y型）事業所	就労継続支援（Z型）事業所	（（総合）機関別）										全体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																																							0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385

() のセルは書式を設定してありますので、カッコ等を付けず計数をそのまま入力下さい。

北海道指定障害福祉サービス事業者等指導方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき道が指定した指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上及び事業運営の適正化、利用者の人権の擁護、虐待防止のための体制整備を図ることに主眼を置き、以下の重点指導項目に基づき指導を行う。

2 重点指導項目

(1) 集団指導

ア 基本事項

サービスの提供に係る法令等の内容及び改正点について周知し、法令遵守の徹底を図るとともに、障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について説明し、事業運営の適正化を図る。

イ 虐待防止及び身体拘束の禁止

障害者虐待の防止や身体拘束禁止の制度、実態調査の結果等について周知するとともに、虐待発生の背景・要因を説明し、虐待の未然防止への理解の促進及び必要な体制整備等を図る。

ウ 意思決定支援の推進

指定障害福祉サービス事業者等における、利用者への意思決定支援が適切に行われるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解の促進及び必要な体制整備等を図る。

エ 職員の労働条件の確保・改善

指定障害福祉サービス事業者等の労働法規遵守、職員の労働条件及び就業環境の確保・改善の重要性を周知し、その適正化を図る。

オ 自己点検の実施

法令を遵守することが重要であることから、事業者自らが自己点検表等を活用して運営状況を定期的に自己点検するよう指導し、その適正化を図る。

カ 非常災害対策

消防法等の法令等の遵守及び火災・地震・風水害や地域特性を考慮した土砂災害・津波災害等の自然災害発生に備えた非常災害対策の強化について指導し、その適正化を図る。

また、災害時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供可能な体制を構築するための業務継続計画について、早期の策定に向けた取組の促進を図る。

キ 入所者等の安全の確保

施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制、警察等関係機関や地域住民との連携体制の強化などについて、改めて体制の確認を行うよう注意喚起し、入所者等の安全の確保を図る。

ク 感染症及び食中毒対策

感染症及び食中毒の予防対策に係る国からの通知を周知するとともに、インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染予防と指定障害福祉サービス事業者等におけるまん延防止の重要性を説明し、その適正化を図る。

また、感染症発生時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供可能な体制を構築するための業務継続計画や、感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、早期の策定に向けた取組の促進を図る。

ケ 重大事故を含む事故の取扱い

前年度の事故報告の集計・分析結果、事故事例等を紹介するとともに、事故報告に係

る取扱いを周知し、その適正化を図る。

(2) 実地指導

ア 個別支援計画の作成

個別支援計画は、利用者の状況、意向及び障がい特性等を踏まえたものとなっているか、また、計画内容については、利用者及びその家族に対し説明して同意を得ているかを確認し、サービス提供の適正化を図る。

イ 虐待防止等の措置等

事業所における利用者の人権の擁護、虐待の未然防止等のため、虐待防止及び身体拘束に関する必要な体制の整備や、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催状況、虐待につながる場面や発生要因の分析等、必要な措置を講じているかを確認するとともに、従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の取組状況を把握し、その適正化を図る。

また、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を確認し、その適正化を図る。

なお、虐待の兆候を見逃さないよう、事業所内を巡回し、日常におけるサービス提供状況を確認するとともに、生活状況などについて利用者から直接聴取を行うこと。

ウ 意思決定支援の推進

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、利用者の意思決定の支援に関する体制の整備等、必要な配慮がなされているか、確認すること。

エ 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症や食中毒の発生及びまん延の防止対策などの衛生管理に必要な措置が講じられているかを確認し、その適正化を図る。

また、感染症発生時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供可能な体制を構築するための業務継続計画について、策定状況や研修・訓練の実施状況を確認し、当該計画が未策定の場合にあっては、早期の策定に向けて必要な助言等を行うなど、取組の促進を図る。

オ 非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況、火災・地震・風水害や地域特性を考慮した土砂災害・津波災害等の自然災害発生に備えた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施について指導し、その適正化を図る。

また、災害時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供可能な体制を構築するための業務継続計画について、策定状況や研修・訓練の実施状況等を確認し、当該計画が未策定の場合にあっては、早期の策定に向けて必要な助言等を行うなど、取組の促進を図る。

なお、指定共同生活援助事業については、共同生活住居ごとに確認すること。

カ 入所者等の安全の確保

施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制、警察等関係機関や地域住民との連携体制の強化などに向けた取組を確認し、入所者等の安全の確保を図る。

キ 自立支援給付等の請求

自立支援給付等に係る費用の請求について、関係告示等に定められた算定の方法等が遵守されているかを確認し、その適正化を図る。特に、各種加算の算定に当たっては、適合要件の確認を徹底し、その適正化を図る。

ク 工賃の支払等

利用者に工賃を支払っている指定障害福祉サービス事業者等が、就労支援事業の会計処理基準に基づいた会計処理を行った上で工賃を支払っているかを確認し、その適正化を図る。

なお、指定就労継続支援B型事業者については、工賃水準向上の実現に向けた「工賃

向上計画」を特別な事情がない限り作成しているかを確認し、その推進を図る。

ケ 就労系障害福祉サービス事業の運営

就労移行支援及び就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業者に対して、「指定就労継続支援Ａ型における適正な事業運営に向けた指導について」（平成27年障障発第0908第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「就労移行支援及び就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）における適切なサービス提供の推進について」（平成28年障障発第0330第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び「指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年障障発0330第４号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づいた取扱いがされているか確認し、その適正化を図る。

コ 放課後等デイサービス事業の運営

放課後等デイサービス事業者に対して、「放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について」（平成29年障障発0403第１号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づいた取扱いがされているか確認し、その適正化を図る。

サ 事故発生時の対応

利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により、事故が発生した場合、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じ損害賠償に速やかに対応しているか確認し、その適正化を図る。

あわせて、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証しているかを確認し、利用者に対するサービスの質の向上とその適正化を図る。

シ 定員の遵守

利用定員が定められている事業所において、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えたサービスの提供を行っていないか確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず利用定員を超えた受入れを行う場合は、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準等に基づき、介護給付費等の減額を行うこととされていることから、適正な算定が行われているか確認し、定員超過利用の適正化を図る。

附 則

この方針は、令和２年（2020年）４月23日から施行する。

令和２年（2020年）６月８日一部改正

令和３年（2021年）７月１日一部改正

令和５年（2023年）８月１日一部改正

自己点検のポイント

R 3 . 7

【目次】

1 基準条例に関する事項	1	2 個別支援計画作成の基本ルールに関する事項	9
3 サービス提供記録（介護日誌）に関する事項	11	4 計画未作成減算に関する事項	14
5 各種加算の適用に関する事項	14	6 定員超過減算に関する事項	20

根拠法令

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助
平成24年条例100号、平成25年道規則37号、平18年9月29日厚生労働省令第171号
- ② 障害者支援施設
平成24年条例101号、平成25年道規則15号、平18年9月29日厚生労働省令第172号
- ③ 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
平24年3月13日厚生労働省令第27号
- ④ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
平成24年条例104号、平成25年道規則38号、平24年2月3日厚生労働省令第15号
- ⑤ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
平成24年条例105号、平成25年道規則39号、平24年2月3日厚生労働省令第16号

※ この資料においては、基準条例の条文は特に記載があるものを除き居宅介護サービスのものを引用している。（他のサービスもおおむね同様）

1 基準条例に関する事項

(1) 内容・手続きの説明及び同意

- 第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービス提供に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

・重要事項説明書に記載すべき事項として、次の項目があります。

- ① 運営規程の概要（事業者、事業所の概要（名称、住所、連絡先など）、目的、方針、事業の主たる対象とする障がいの種類、営業日、営業時間、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービス内容及び提供方法等）
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）

【参考記載例】

事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

- ④ 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者等の氏名）、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村窓口、北海道福祉サービス運営適正化委員会など）

主な指摘事例

- 実際のサービス提供開始（予定）年月日が記載された書面（※）が交付されていない。
※ 契約書に記載する方法のほか、別通知やサービス提供予定表等を開始前に交付する方法でも可。（社会福祉法第77条第1項により、書面の交付が必要。）
- 事故発生時の対応方法が未記載。
- 営業時間及びサービス提供時間が運営規程に記載されている時間や実際の時間と相違している。
- 利用者が支払うべき額が記載されていない、又は運営規程の記載内容と違う。
- 重要事項の内容について利用者の同意、交付したことが確認できない。

(2) 運営規程

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

主な指摘事例

- 従業者の職種、員数及び職務の内容が実際と違う。
- 支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額が重要事項説明書の内容と相違している。
- 虐待防止に関する事項の記載がない。

【参考記載例】

(虐待防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業所は、利用者の虐待の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
- (2) 成年後見制度の利用支援。(※未成年対象の障害福祉サービス等では不要)
- (3) 苦情解決体制の整備。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及のための研修の実施等。
- (5) 虐待防止委員会の設置。

- 緊急時等における対応方法の記載がない。

【参考記載例】

(緊急時等における対応方法)

第〇条 従業員は、現に〇〇〇〇(サービス内容)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 勤務体制の確保等

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

主な指摘事例

- 勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 複数のサービス事業を行うサービス事業所において、事業所ごとに勤務状況が管理されていない結果、事業所ごとの従業者の勤務時間等が確認できないため、人員基準上必要とされる人員が配置されているのか不明確であった。
- 従業者との雇用契約書等がなく従業者であることが確認できない。
- 従業者に対して研修を計画的に実施していない、又は研修を行っているが関係書類を残していないため研修を行ったことが確認できない。

(4) 介護（訓練）給付費の額に係る通知

第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

主な指摘事例

- 利用者に対して、介護（訓練）給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

※ 市町村から介護（訓練）給付費の支払いを受けたときは（本来の受領者は利用者であるため事業所は代理受領したことになる。）、利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知する必要がある。

(5) 会計区分

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

主な指摘事例

- 指定事業所ごとに経理が区分されていない。指定事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。

- 就労支援（授産）事業と福祉事業が区分されていない。収支が混在している。

※ 会計検査院からの資料要求に対して、自己点検表の会計区分の該当箇所を添付して検査院へ提出したが、自己点検表で「適」としている箇所について、実際には、収入と支出の差額を埋めるために他会計から補填していたりし、実際には「否」となるべきと、口頭で指導されたので、調書をうのみにせず、関係書類と突き合わせるように注意すること。

(6) 変更届

（根拠法令：障害者総合支援法 平成17年法律第123号）

第46条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第51条の25 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（根拠法令：児童福祉法 昭和22年法律第164号）

第21条の5の20 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業

を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第24条の13 指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第24条の14 指定障害児入所施設は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

・変更届が必要な事項（居宅介護サービスの場合（他のサービスも概ね同様））

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 介護給付費の請求に関する事項
- ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所

主な指摘事例

- 運営規程が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。
- 管理者やサービス提供（管理）責任者が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。
- 事業所の平面図（各室の用途）や設備が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。

（7）非常災害対策の実施（居宅系事業所を除く。）

※条文は療養介護のものを引用（他のサービスも概ね同様）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練に実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定療養介護事業者は、第1項及び第2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特 性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

主な指摘事例

- 非常災害に関する具体的な計画を作成していない。
- 非常災害に関する具体的な計画に、自然災害に係る対策が含まれていない。
- 定期的な避難訓練が実施されていない。または、記録がなく訓練の実施が確認できない。

《参考》

※ 消防法施行令の一部改正（平成27年4月1日から適用）により、スプリンクラーの設置については、これまで設置義務がなかった延べ面積275㎡未満の施設等も含め、原則全ての建物に設置が義務付けられることとなった。

これにより、現在未整備の施設等（義務ありかつ免除なし）においては、整備する必要がある。

なお、新規開設が平成27年4月1日以降の施設等については、原則設置が義務となっていることに留意。

(8) 掲示

第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

主な指摘事例

- 事業所の見やすい場所に重要事項の掲示がされていない。
- ※ 備え付けて関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができることに留意。

(9) 秘密保持について

第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

主な指摘事例

- 利用者又はその家族の情報を提供することに関して、予め文書による同意を得ていない。

《参考》

- ※ 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。

(10) 事故発生時の対応

第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【解釈通知（平18障発第1206001号第三の3の(27)】

- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

主な指摘事例

- 事故報告が必要な事故について、事故等発生状況報告書が道に提出されていない

《参考》

○ 事故報告の範囲等

次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、総合振興局及び振興局の担当課に報告すること。

なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わないこと。

- (1) 重大な事故等は、直ちに報告し、7日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記(1)以外の事故は、事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出（見つかった場合）
- エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

注） ・入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
 ・在宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。

(11) 人員基準

ア 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護も同様）

- 主な指摘事例
- 従業者が常勤換算方法で2.5人以上確保されていない

《参考》

- ※ 従業者の員数：常勤換算方法（注）で2.5人以上とする。
- ※ サービス提供責任者：常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業所の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該員数については、事業の規模に応じて常勤換算によることができる。

（注）常勤換算： 職員の勤務延べ時間数を、その事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数で（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）割って計算 → つまり、常勤になおすと何人分になるのか。

【計算例】 非常勤従業者のAさん『月の勤務時間：80時間』
 この事業所の常勤従業者の月の勤務延時間数：160時間
 $80時間 \div 160時間 = 0.5人$
 （Aさんを常勤に換算すると0.5人になる。）

イ 生活介護

- 主な指摘事例
- 嘱託医の配置を医療機関との協力医療機関の契約又は協定をもって嘱託医を配置したものと解釈しており、嘱託医契約を締結するなど適切な嘱託医の配置が行われていない。
 - 医師を配置していない取扱いとしているにも関わらず、本体報酬の減算を行っている。

《参考》

- ※ 医師： 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 （嘱託医を確保することをもってこれを満たすものとして扱うことでもよい。）
 なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱い可（この場合、本体報酬より12単位減算）。
- ※ 生活支援員： 生活介護の単位ごとに、1人以上（うち1人以上は常勤であること。）
- ※ 看護職員： 生活介護の単位ごとに1人以上
- ※ 理学療法士又は作業療法士
 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、

生活介護の単位ごとに、訓練に必要な数。

(理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、これらに代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う看護師等を機能訓練指導員として配置しても可。)

(注1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、①から③までに掲げる『平均障害支援区分』に応じてそれぞれ①から③までに掲げる数を確保すること。

① 平均障害支援区分が4未満

利用者の数を6で除した数以上

② 平均障害支援区分が4以上5未満

利用者の数を5で除した数以上

③ 平均障害支援区分が5以上

利用者の数を3で除した数以上

(注2) 『平均障害支援区分』の算定

(区分2に該当する前年度の延べ利用者数×2+区分3に該当する前年度の延べ利用者数×3+区分4に該当する前年度の延べ利用者数×4+区分5に該当する前年度の延べ利用者数×5+区分6に該当する前年度の延べ利用者数×6)÷総延べ利用者数(算出結果は、小数点第2位を四捨五入する。)

(注3) 旧法指定施設が新体系に移行する場合の平均障害支援区分の算定については新体系の移行を申請した日の前日から直近1月の平均障害支援区分等によって求める。申請段階における平均障害支援区分については、移行後3月間の実績により、見直すことができる。

(注4) 利用者の数

利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新設や増改築の場合は、推定数による。推定数は利用定員の90%で算出(6月末満の間は定員の90%、6月以上1年末満の間は直近6月の利用者延数を開所日数で割る。)

ウ 就労系事業所、共同生活援助

主な指摘事例

○ 複数事業所を併設している事業所において、一つの事業所で常勤として配置すべき生活支援員等の従業者が、実際は併設されているもう一つの事業所で勤務している時間帯があり、常勤要件を満たしていない。また、事業所間での従業者の利用者に対する支援状況が混在している。

※ 管理者やサービス管理責任者など同時並行的に職務を行うことができる職種以外であっても併設事業所での勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば当該事業所の常勤だと誤った認識をしている事例が散見される。

エ 多機能型事業所(指定障害福祉サービス)

① 常勤での配置が求められている職種の従業者の取扱いについて

主な指摘事例

○ 多機能型事業所内において、常勤での配置が求められている職種であるにも関わらず、他の職種との勤務時間を合算して常勤要件を満たしていれば、人員基準を満たしているものと解釈していた。

《参考》

※ 多機能型事業所においては、各サービス事業所ごとに配置の従業者間では、兼務不可であり、各サービスごとに常勤の従業者の配置が求められている職種については、常勤・専従となるよう必要な従業者の確保が求められている(管理者及びサービス管理責任者を除く)。(特例)

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の員数に関わらず、1人以上とする。

<障害児通所支援の場合>

「多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、指定児童発達支援の指導員と指定放課後等デイサービスの指導員とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。」(解釈通知) ※指定障害福祉サービスとは解釈が異なることに留意すること。

② サービス管理責任者の配置について

主な指摘事例

- 生活介護サービスと就労継続支援B型サービスを実施している多機能型事業所に配置が求められているサービス管理責任者については、サービス管理責任者研修の第1分野（介護）及び第4分野（就労）の両分野の研修を修了していなければならないにも関わらず、第4分野（就労）の研修を修了していない従業者を配置していた。

《参考》

- ・多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者は、当該多機能型事業所において提供されるサービス全ての分野のサービス管理責任者の要件を満たしていなければならないとされている。

※ サービス管理責任者の要件

次の①～③いずれの要件も満たしていること。

- ① 実務経験者であること
- ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者等であること
- ③ サービス区分に応じた分野（注）のサービス管理責任者研修の修了者であること。

（注） サービス区分に応じた研修分野

- ・療養介護・生活介護
～ 介護に関する分野
- ・自立訓練（機能訓練）
～ 身体障害者の地域生活に関する分野
- ・自立訓練（生活訓練）、共同生活援助
～ 身体障害、知的障害又は精神障害者の地域生活に関する分野
- ・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
～ 就労に関する分野

2 個別支援計画作成の基本ルールに関する事項

個別支援計画は、サービス提供の要（事業者の根拠）です。

項 目	居宅（重度訪問）介護・同行援護・行動援護 〔平24条例100〕 〈第26, 27条（準用）〉	その他 〔平24条例100〕 〈第60条（準用）〉	施設入所支援 〔平24条例101〕 〈第25条〉
計画作成担当者 指摘事項	サービス提供責任者 ・ サービス提供責任者が作成していない	サービス管理責任者 ・ サービス管理責任者が作成していない	サービス管理責任者 同左
アセスメント	①利用者の状況把握や分析等をする ②課題を明確化する	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する	同左
指摘事項	・ アセスメントを行っていない ・ 実施した記録がない ・ 氏名と住所のみ記録	・ アセスメントを行っていない ・ 実施した記録がない ・ 氏名と住所のみ記録 ・ 本人の希望のみ把握し、その他の情報は無い	同左
計画原案作成	①援助の方向性や目標 ②担当従業者の氏名 ③サービスの具体的内容 ④所要時間 ⑤日程 ⑥その他留意事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項	同左
指摘事項	・ 必要事項の記載がない	・ 必要事項の記載がない	同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	必要に応じて —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・ 未開催 ・ 会議録がない ・ サービス管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付	①利用者及びその家族に説明 ②遅滞なく利用者に交付	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者に交付	同左
指摘事項	・ 交付が確認できない ・ 交付していない	・ 交付が確認できない ・ 文書同意がない	同左
計画実施状況の把握（モニタリング）	①サービスが計画に沿っているか？ ②目標達成度合いは？ ③利用者の意向、満足度は？	同左	同左
指摘事項	・ 把握（モニタリング）していない ・ 各ヘルパー任せ	・ 未実施、不要と思っている ・ 実施の記録がない	同左
計画の見直し・変更	必要に応じて変更を行う	①少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ②自立訓練・就労移行支援は、少なくとも3月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う	同左
指摘事項	・ 全く行っていない ・ 必要性を認識していない	・ 長期間見直しが無い ・ 年に1回のみ実施 ・ 変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左
未作成減算	—	所定単位数の70% （3月目以降50%）	同左
指摘事項	・ 計画に位置づけのないサービスは、過誤調整の対象（注1）	・ 減算処理をしていない	同左

項 目	一般相談支援(地域移行支援) [平24厚令第27号] 〈第20条〉	(医療型)児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 [平24条例104] 〈第27,28条(準用)〉	障害児入所支援 [平24条例105] 〈第21,22条〉
計画作成担当者 指摘事項	指定地域移行支援従事者 —	児童発達支援管理責任者 ・児童発達支援管理責任者が作成していない(注2)	同左 同左 (注2)を除く。
アセスメント 指摘事項	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する —	①保護者及び障害児に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する ・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録 ・障害児及びその保護者の希望のみ把握し、その他の情報はない	同左 同左
計画原案作成 指摘事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 —	①保護者及び障害児の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの具体的内容(行事及び日課等を含む) ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 ・必要事項の記載がない	同左 同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	施設等や精神科病院の担当者等を招集し、計画原案への意見を求める —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・未開催 ・会議録がない ・児童発達支援管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付 指摘事項	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者へ交付 —	①保護者及び障害児に説明し、文書同意を得る ②保護者に交付 ・交付が確認できない ・文書同意がない	同左 同左
計画実施状況の把握(モニタリング) 指摘事項	概ね週1回以上、利用者との対面による支援を行い、結果を記録 —	①サービスが計画に沿っているか? ②目標達成度合いは? ③保護者及び障害児の意向、満足度は? ・未実施、不要と思っている ・実施の記録がない	同左 同左
計画の見直し・変更 指摘事項	適宜、見直しを行い、必要に応じて変更を行う —	少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ・長期間見直しがない ・年に1回のみ実施 ・変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左 同左
未作成減算 指摘事項	— ・計画を作成していない場合は、請求不可	所定単位数の70% (3月目以降50%) ・減算処理をしていない	同左 同左

3 サービス提供記録（介護日誌）に関する事項

（1）居宅介護サービス

①同じサービスを行ったのに、日（又は担当者）によってかかった時間に差がある。

記録A 担当：〇〇
〇月△日13:00～14:00
・入浴介助（洗身・洗髪）
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

記録B 担当：△△
〇月×日13:00～15:00
・入浴介助（洗身・洗髪）
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

◆同じサービス内容にも関わらず所要時間がAは1時間、Bは2時間
（※計画で設定した所要時間は1時間）

→サービスの手順（書）が定められていないのではないかな？

『居宅介護サービス費の算定について [平18障発第1031001号]』

計画作成に当たっては、時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望を踏まえることが必要。サービスを行った際は、実際に要した時間で算定されるのではなく、計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。当初の計画で定めた時間や内容が実態と一致しない場合は、速やかに計画の見直し、変更を行うこと。

②移動支援との混在（身体介護に続いて移動支援を実施）

記録C 担当：〇〇
〇月△日13:00～15:00
・身体介護で実施した内容とその所要時間と移動支援の内容とその所要時間の区別がない

◆身体介護と移動支援の区別（内容と時間）を明確にする

→全体のうちのどの時間帯が身体介護か？
→計画で定めた時間に沿っているのか？
→身体介護の実績が本当にあるのか？

③2人介護の実施（利用者からの希望が理由）

記録D 担当：〇〇、△△
〇月×日13:00～14:30
・入浴介助（洗身・洗髪）
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

居宅介護従事者の氏名は2人分記入されているが、記載内容は1人介護と同じ

◆2人介護の必要な時間帯・不要な時間帯の混在を避ける（何を2人で行い、何を1人で行ったか、読み取ることができない）
→計画で定めた内容や時間に沿って2人介護しているか？
→不要な部分も2人介護を行い、過大に請求していないか？

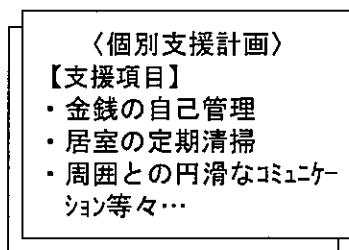
『2人の居宅介護従事者による居宅介護の取扱い等 [平18障発第1031001号]』

2人の居宅介護従事者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従事者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）の一に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、二に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従事者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(2) その他の障がい福祉サービス

①計画で決めた支援項目があまり使われていない

【事例】～グループホーム～



記録E □月×日
・入浴の有無
・外出場所
・帰省時の様子など…
(支援や相談の記録などは記載なし)

◆計画に定めた支援項目の進み具合、実践の様子が把握できない

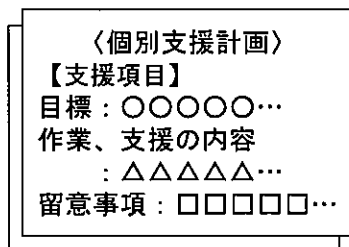
→計画内容は適正か？

→モニタリングは行われているか？

→支援体制に問題はないか？

②あえて記録をしていない

【事例】～就労系のサービス～



記録F □月×日
・作業時間：9:30~12:00
・本人の発言など…
「○○」の話をしていた
(作業内容、本人の様子などは記載なし)



【担当支援員】曰く
「作業は毎日行っていることなので、特に記録してません。」

◆就労系サービスの基本方針

「生産活動等、活動機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練その他の支援を適切に行う」

→記録からは支援の実施状況把握が困難

→計画と実態が大きく異なったまま長期間が経過

③担当者によって記録方法が違う

【事例】～全サービスに共通～

A 職員の記録

記録G 担当:〇〇
□月×日13:00～14:30
(うち身体1時間)
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・調理(海鮮鍋の下拵え)
・本人の様子等・・・



開始・終了時間、具体的
支援内容、利用者の様子
や特記事項などを記載

計画に沿った適正なサー
ビス提供の実態把握が可
能

B 職員の記録

記録H 担当:△△
□月×日
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・調理(海鮮鍋の下拵え)
・本人の様子等・・・



(特に居宅介護で)Aと同
じ支援を行っていたとし
ても時間不明のため、請
求の正当性が揺らぐ

C 職員の記録

記録I 担当:××
□月×日13:00～14:30
・本人の様子等・・・



時間や日程しか書かれて
おらず、何をしたのか確
認が困難
(本当にサービスを行った
のか?)

◆サービス提供責任者の責務
⇒従業者に対する技術指導
等のサービス内容の管理
を行うもの

◆サービス管理責任者の責務
⇒他の従業者に対して、サ
ービスの提供に係る技術
的な指導及び助言を行う
こと

◆児童発達支援管理責任者の
責務
⇒①指定基準第29条に規定
する相談及び援助を行
うこと
②他の従業者に対する技
術指導及び助言を行う
こと

◆管理者の責務
⇒従業者の管理及び業務の
実施状況の把握その他の
管理を一元的に行うとと
もに、従業者に指定基準
の規定を遵守させるため
必要な指揮命令を行うこ
と

《サービス提供記録の時期等》

○サービス提供の都度、記録が必要なサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援

○記録が適切にできる場合は、後日一括記録でも可能なサービス

療養介護、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練）、共同生活援助、障害者支援施設（当該施設等で施設入所支援を受ける者）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

4 計画未作成減算に関する事項

●計画未作成減算【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を除く】

計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合に、当該月から、その状態が解消されるに至った月の前月まで、基本単位数の70%を算定する。

減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

[減算となる場合]

- (1) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者により、計画が作成されていない場合
- (2) 基準に定める計画の作成業務が適切に行われていない場合

【事例】 かなり以前に作成したと思われる計画だけが保管されており、見直しの形跡がない。

①作成月日が確認できない

- ・いつ作成(変更)したかわからない計画からは、状況の確認が難しい。

②現在のサービス提供実態と計画内容が一部矛盾している

- ・計画の見直し作業が(少し)遅れているのか？あるいは長期間全く見直されていないのか？
- ・計画ではなく、サービス提供内容に誤りがあるのか？
- ・誤りがあるとしたら、計画の実施状況の把握は行われていたのか？
(実施状況の把握が行われていれば、計画と実態の矛盾は生じないはず！)

③サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者から作成時や見直し時の経緯について説明ができない

- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は計画の作成や管理を適切に行っていたのか？
- ・利用者や家族への説明をどう行ってきたのか？

④サービスは(何らかのものを)提供しているが、その土台がないために減算につながる場合がある

5 各種加算の適用に関する事項

加算の条件等は、平18厚告第543号、平成24厚告第124号及び平18障発1031001号並びに平24厚告第122号、平24厚告第123号及び平24障発0330第16号による。

(1) 特定事業所加算【居宅（重度訪問）介護・同行援護・行動援護】

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じてサービス費を20%（Ⅰ）、10%（Ⅱ、Ⅲ）又は5%（Ⅳ）加算算定できるもの。

- ①特定事業所加算（Ⅰ）を算定する場合：アからクのすべてに適合していること。
- ②特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合：アからオのすべてに適合し、カ又はキに適合していること。
- ③特定事業所加算（Ⅲ）を算定する場合：アからオ及びクのすべてに適合していること。
(※重度訪問介護事業所の場合は、①、②、③とも、さらにケに適合していること。)

ア すべての従業者（登録従業者を含む。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

主な指摘事例

- 従業者ごとの研修計画を作成していない
- 研修計画は作成しているが実施されていない
- 記録が整備されおらず研修の実施が確認できない

イ 次に掲げる基準に従い、居宅（重度訪問）介護・同行援護・行動援護が行われていること。

- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的^{（イ）}に開催すること。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサー

サービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。

主な指摘事例

- 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議が定期的に開催されていない
- 記録が整備されておらず、当該会議の開催が確認できない
- 当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達が口頭により行われ、文書等の確実な方法による伝達となっていない

ウ すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。

主な指摘事例

- パート従業者や登録従業者に対して、事業主の負担による健康診断が行われていない

エ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

主な指摘事例

- 緊急時等における対応方法の明示が不十分
※参考：明示の方法
a 緊急時等の対応方針、b 緊急時の連絡先、c 対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明すること（重要事項説明書等への明記も可）

オ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

主な指摘事例

- 熟練した従業者の同行による研修が実施されていない
- 記録が整備されておらず、同行による研修の実施が確認できない

カ 次のいずれかに該当すること。

- ・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上
- ・ 従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上

主な指摘事例

- 有資格者の割合が条件に達していない

- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上

主な指摘事例

- 常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40未満であった

上記のほか、同行援護では、同行援護従業者養成研修課程修了者及び、厚生労働省組織規則に定める国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者、その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者の占める割合が100分の30以上でも可

キ すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。

- ・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・ 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 5年以上の実務経験を有する居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。)

- 主な指摘事例
- 有資格者の割合が条件に達していない

ク 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（児童を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び及び喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする者（当該指定事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が100分の30（重度訪問介護事業所の場合は、100分の50）以上であること。

- 主な指摘事例
- 障害支援区分5以上である利用者の占める割合が100分の30未満であった
 - 重度訪問介護事業所で加算算定しているのに、障害支援区分5以上である利用者の占める割合が100分の50未満であった

ケ 従業員の24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービスを提供していること。

- 主な指摘事例
- 勤務体制上、現実的に24時間派遣は困難であり、現に深夜帯のサービスは提供されていない

④ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア ①のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

ウ すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。

- ・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・ 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従事者養成研修1級修了者

ただし、第2の2により2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。

エ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 福祉専門職員等配置加算【療養介護・生活介護・共同生活援助・自立訓練・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所施設】

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて次のとおり加算を算定できるもの。

- ・ 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
～15単位/日（Ⅰ）、10単位/日（Ⅱ）、6単位/日（Ⅲ）
- ・ 療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
～10単位/日（Ⅰ）、7単位/日（Ⅱ）、4単位/日（Ⅲ）

①福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定する場合

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業員の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業員」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業員が勤務すべき時間数に達している従業員をいう。（②、③おいて同じ。）

- 主な指摘事例
- 常勤で配置されている従業員の有資格者の割合が100分の35未満であった

②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定する場合

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上であること。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を算定する場合

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

主な指摘事例

- 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75未満であった
- 3年以上従事している常勤で配置されている従業者の割合が100分の30未満であった

④多機能型事業所等において算定する場合

多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。

なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。(←福祉専門職員等配置加算を算定する場合に限った取り扱い。)

(3) 欠席時対応加算【生活介護・自立訓練・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス】

当該事業所を利用する障害児又は利用者が、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合に、職員が障害児又は利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児又は利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、94単位を加算算定できるもの。

ア 中止の連絡が、中止した日の前々日、前日又は当日であること。

主な指摘事例

- 事前(3日前以前)に判明している障害児又は利用者の定期通院日等の欠席日を算定していた

イ 当該事業所の職員が、電話等により当該障害児又は利用者の状況を確認し、引き続き当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていること。

主な指摘事例

- 欠席の連絡のみで、当該障害児又は利用者の状況の確認や当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていない

ウ 当該相談援助の内容を記録していること。

主な指摘事例

- 記録が整備されておらず、相談援助の内容が確認できない

- (4) 訪問支援特別加算【生活介護・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス】
当該事業所において継続して利用する利用者又は障害児が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、月2回まで1回の訪問に要した時間に応じ（1時間未満：187単位、1時間以上：280単位）加算算定できるもの。

ア 概ね3ヶ月以上継続的に当該事業所を利用していた者（児）であること。

イ 最後に当該事業所を利用した日から中5日間以上連続して当該事業所の利用がないこと。

※ この場合の「5日間」とは、当該利用者又は障害児に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

主な指摘事例

- 個別支援計画に位置づけがないまま、訪問支援が行われていた
- 個別支援計画に基づく所要時間ではなく、実際に要した時間により算定されていた

ウ あらかじめ利用者（障害児の場合は、その保護者）の同意を得ていること。

主な指摘事例

- 利用者又は保護者の同意を得ていない。又は同意を得ていることが書面で確認できない

エ 当該利用者又は障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者又は障害児に係る個別支援計画の見直し等の支援を行うこと。

主な指摘事例

- 記録が整備されておらず、利用者又は障害児の居宅を訪問したことが確認できない
- 個別支援計画の見直し等の支援が行われていない

- (5) 日中支援加算【宿泊型自立訓練・共同生活援助（日中支援加算（Ⅱ））】

日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行ったときに、3日目から1日につき所要単位を加算算定できるもの。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ①宿泊型自立訓練 | 270単位／日 |
| ②共同生活援助（障害支援区分4～6） | 539単位／日（対象利用者2人以上 270単位／日） |
| ③共同生活援助（障害支援区分3以下） | 270単位／日（対象利用者2人以上 135単位／日） |

ア 当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合で、3日目以降についての算定であること。

イ 当該利用者に対しての支援は、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、個別支援計画に位置付けてあること。

主な指摘事例

- 個別支援計画に位置づけがないまま、日中支援が行われていた

ウ 指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配していること。

主な指摘事例
○ 生活支援員又は世話人が加配されていない

エ 当該利用者の支援のために必要な昼間の時間帯の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めていないこと。

主な指摘事例
○ 昼間の時間帯の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間が、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含まれていた

(6) 夜間支援等体制加算【共同生活援助】

次の条件に応じて、加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅴ）、（Ⅵ）のいずれかが算定できるもの。

①夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定する場合（30～672単位／日）
次のいずれにも該当していること。

ア 専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。

イ 夜勤者は、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のため、緊急時の対応等を行うこと。

ウ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。

なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

②夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定する場合（15～112単位／日）
次のいずれにも該当していること。

ア 専従の宿直者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。

イ 宿直者は、定時的な居室の巡回、電話の収受、必要に応じ緊急時の対応等を行うこと。

ウ 1人の宿直者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。

なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

③夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定する場合（10単位／日）
次のいずれにも該当していること。

ア 常時の連絡体制を確保していること。

イ 常時の連絡体制については、従業者が常駐する場合のほか、携帯電話等により夜間・深夜に連絡体制が確保されている場合等でも算定可。

ウ 常時の連絡体制・防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について算定していること。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定不可。

④夜間支援等体制加算（Ⅳ）を算定する場合（30～60単位／日）
次のいずれにも該当していること。

ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。

イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。

ウ 夜勤者は、共同生活援助を巡回し、利用者に必要な介護等の支援を行うこと。

エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。

なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

⑤夜間支援等体制加算（Ⅴ）を算定する場合（15～30単位／日）
次のいずれにも該当していること。

- ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。
 イ 夜間及び深夜の時間帯の一部に専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
 ウ 夜勤者は、共同生活援助を巡回し、利用者に必要な介護等の支援を行うこと。
 エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
 なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

⑥夜間支援等体制加算（Ⅵ）を算定する場合（15～30単位/日）
 次のいずれにも該当していること。

- ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。
 イ 専従の宿直者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
 ウ 宿直者は、定時的な居室の巡回や電話の收受、必要に応じ緊急時の対応等を行うこと。
 エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
 なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

6 定員超過減算に関する事項

定員超過減算については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）に示されているほか、事業者ハンドブック（報酬編）に次のように説明されているが、多機能型事業所等で適用の誤りを会計検査院に指摘され、報酬返還となった事例があるので注意すること。

＝就労移行支援の例＝

- 定員超過利用減算 基本単価の70%を算定
- ※以下のいずれかに該当する場合
 - ・1日当たりの利用者数が、定員が50人以下の場合は当該定員の150%を、定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合
 - ・過去3ヶ月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合（ただし、定員が11人以下の場合は当該定員に3を加えた数を超過している場合）

※ ただし書きは、サービス種類が単独の事業所で定員11人以下の場合又は多機能型事業所全体の定員が11人以下の場合に適用されることに注意。
 例えば、就労移行支援の定員が6名で、生活介護の定員が20名で構成されている多機能型事業所の場合、定員の合計が26名になるので、ただし書きは適用とならず、就労移行支援の過去3ヶ月間の平均利用人員が7.5名（6名×125%）を超過している場合は減算対象となる。
 就労移行支援の定員が6名なので、9名（6名＋3名）と計算するのは間違い

※指定基準における「定員遵守」の考え方

指定障害福祉サービス事業者は利用定員を超えてサービス提供を行ってはならない。ただし、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

《解釈通知》

利用者に対するサービス提供に支障が生ずることのないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたもの。

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

サービス種別	概要	監査実施端緒	監査理由	監査結果	行政上の措置
1 生活介護	・勤務実態のない従業者がおり、不正請求を行っている疑い。	他の関連事業所の監査結果による	不正請求・人員基準違反（疑）	・不正請求の事実が確認された。	【指定取消】
2 障害者支援施設	・施設職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕された。	職員の逮捕報道による	虐待・運営基準違反（疑）	・職員の虐待行為が認められた。	【効力の一部停止】 （新規受入3ヶ月停止）
3 障害者支援施設	・従業者が利用者に対し「食事を与えない」「叩く」「入浴時に冷水を浴びせる」「抗精神薬を処方されていない利用者へ飲ませる」などの行為。	施設職員からの通報による	身体的虐待（疑） 心理的虐待（疑）	・通報にあった身体的虐待等が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等
4 放課後等デイサービス	・事業所職員（運転手）が利用者の頭部を殴打し、頭部と腕を握み、謝罪の言葉を強制した疑い。	事業所からの報告	身体的虐待（疑） 心理的虐待（疑）	・報告にあった事実が確認された。	【勧告】 ・一般原則
5 就労継続支援B型	・随時の実地指導を行ったところ「個別支援計画未作成」「個別支援計画未作成減算未実施」「サービス管理責任者退職時期の錯誤」などが散見され、監査に移行	元利用者からの情報提供による	運営基準違反（疑）	・個別支援計画を作成せずにサービス提供を行っていた。 ・個別支援計画を作成していないことを把握しながら、減算せずに報酬請求していた	【勧告】 ・一般原則 ・管理者の責務
6 放課後等デイサービス 児童発達支援	・利用児童が通所していないにもかかわらず、利用があったこととして、サービスの提供記録を作成し、不正に給付費を請求していた。	従業者を名乗る者からの情報提供	不正請求（疑）	・書類の書き換えによる、不正請求が認められた。	【指定取消】
7 障害者支援施設	・支援員が利用者のトイレ介助を行い、排便後のケアをしたところ、利用者が支援員の腕を叩いたため、カッとなった支援員が利用者の背中を拳で殴った。	法人より事故報告書の提出があったことによる	虐待・運営基準違反（疑）	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則
8 障害者支援施設	/支援員が利用者の腕にガムテープを貼って剥がす行為（これにより利用者の毛が抜けた）を行った。	苦情処理の経過を確認した際に発覚した。（当該利用者が施設に苦情を申し出ていた）	虐待・運営基準違反（疑）	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応
9 障害者支援施設	・行政機関への匿名の投書。内容は、職員が利用者を風呂へ投げ入れた、利用者を叩くなど。 ・事実確認調査を行い、投書の一部について、施設は把握していたが、記録がなく、事故報告していないことが確認された。	行政機関において匿名の投書を受理したことによる	虐待・運営基準違反（疑）	・職員の虐待行為（利用者を風呂へ投げ入れた行）が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応
10 就労移行支援 就労継続支援B型 共同生活援助	・当該事業所について、人員基準違反の疑いがあるとの情報提供があり、実地指導を行った。 ・その結果、事業開始時から勤務する意思のない管理責任者の履歴書を偽造するなどして申請を行い、不正に指定を受けたほか、他の常勤職員についても不在であるなど、人員基準を満たしていないことが判明。	実地指導の結果、常勤職員がいない等、人員基準を満たしていないことが確認された。	不正請求・人員基準違反（疑）	・指定の際に虚偽の書類を提出し、不正に指定を受け、かつ人員基準を満たしていなかった（就移・就B）。 ・変更届に虚偽の書類を提出し人員基準を満たしていなかった（GH）。	【指定取消】（就移・就B） 【効力の一部停止】（GH）